

議案第 50 号

介護保険条例の一部を改正する条例

令和 6 年 9 月 4 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

介護保険料に係る普通徴収の特例の廃止及び納期の変更、並びに指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新申請を同時に行う場合の手数料を定める必要があるため、この条例案を提出するものです。

介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第4条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>第1期</u> 7月1日から7月31日まで</p> <p><u>第2期</u> 8月1日から8月31日まで</p> <p><u>第3期</u> 9月1日から9月30日まで</p> <p><u>第4期</u> 10月1日から10月31日まで</p> <p><u>第5期</u> 11月1日から11月30日まで</p> <p><u>第6期</u> 12月1日から12月31日まで</p> <p><u>第7期</u> 1月1日から1月31日まで</p>	<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第4条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p><u>第1期</u> <u>4月1日から4月30日まで</u></p> <p><u>第2期</u> <u>5月1日から5月31日まで</u></p> <p><u>第3期</u> <u>6月1日から6月30日まで</u></p> <p><u>第4期</u> 7月1日から7月31日まで</p> <p><u>第5期</u> 8月1日から8月31日まで</p> <p><u>第6期</u> 9月1日から9月30日まで</p> <p><u>第7期</u> 10月1日から10月31日まで</p> <p><u>第8期</u> 11月1日から11月30日まで</p> <p><u>第9期</u> 12月1日から12月31日まで</p> <p><u>第10期</u> 1月1日から1月31日まで</p>

第8期 2月1日から2月末日まで

第9期 3月1日から3月31日まで

2 (略)

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて\_\_\_\_\_最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。ただし、その確定した保険料の額に変更があった場合は、その変更確定後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3・4 (略)

第6条及び第7条 削除

第11期 2月1日から2月末日まで

第12期 3月1日から3月31日まで

2 (略)

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて保険料の額の確定後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。ただし、その確定した保険料の額に変更があった場合は、その変更確定後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者\_\_\_\_\_に係る保険料の額の算定は、当該被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者\_\_\_\_\_に係る保険料の額の算定は、当該被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3・4 (略)

(普通徴収の特例)

第6条 保険料の額の算定の基礎に用いる町民税の課税非課税の別

又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を、前年度の保険料が賦課されていない場合又は町長が特に必要と認める場合においては町長が定める額を、当該年度の保険料とし、当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第7条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に町長に同項の規定により徴収される保険料の額の修正を申し

(延滞金)

第10条 (略)

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 (略)

(保険料の徴収猶予)

第11条 町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。ただし、その徴収を猶予した期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認める場合は、すでに猶予をした期間とあわせて1年を超えない範囲で徴収猶予することができる。

(1) から (6) まで (略)

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴

出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、町長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(延滞金)

第10条 (略)

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 (略)

(保険料の徴収猶予)

第11条 町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限ってその保険料の徴収を猶予することができる。ただし、その徴収を猶予した期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認める場合は、すでに猶予をした期間とあわせて1年を超えない範囲でその徴収を猶予することができる。

(1) から (6) まで (略)

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴

収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由  
(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びにその属する世帯の世帯主及びその他その世帯に属する者の町民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。

- (1) 第1号被保険者で法第12条第1項本文の規定による届出をしない者（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされた者を除く。）又は虚偽の届出をした者
- (2)・(3) (略)

収の猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 徴収の猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収の猶予を必要とする理由  
(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該被保険者本人の所得状況並びにその属する世帯の世帯主及びその他その世帯に属する者の町民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。

- (1) 第1号被保険者で法第12条第1項本文の規定による届出をしない者（同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされた者を除く。）又は虚偽の届出をした者
- (2)・(3) (略)

別表（第2条の2関係）

	区分	金額
(中略)		
13	法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請をしようとする者	10,000円
14	法第79条の2第1項の指定居宅介護支援事業者の指定更新申請及び法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定更新申請を同時にしようとする者	10,000円

別表（第2条の2関係）

	区分	金額
(中略)		
13	法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請をしようとする者	10,000円

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。